

【2012年度 協同組合研究セミナー講演】

**協同組合は「未来の創造者」になれるか
～新ビジョンは協同組合を「正気の島」にする～**

中川 雄一郎

明治大学大学院 教授

協同組合経営研究誌にじ 冬号(No640)2012年12月 抜粋

【2012年度 協同組合研究セミナー報告】

< 講演 I >

協同組合は 「未来の創造者」になれるか ～新ビジョンは協同組合を「正気の島」にする～



中川 雄一郎

Nakagawa Yuichiro

●明治大学大学院 教授

1. 「未来の創造者」・「正気の島」とは

私は本セミナーの開催を後援している「新協同組合ビジョン研究会」で「協同組合運動の哲学」^{セッション}部会の責任者を仰せつかっております。そこで、本報告のメインタイトルを少々哲学的に「協同組合は『未来の創造者』になれるか」としたのですが、じつは、これには「協同組合は未来の創造者になれるかもしれないし、なれないかもしれない」という少々哲学めいた意味が含まれています。勿論、私は、私たち協同組合研究者も含め、協同組合の関係者には是非とも協同組合を「未来の創造者」に高めていかなければならない、そのために事業と運動を通じて「未来を創造する諸条件を再生産する」役割を果たしていただきたい、と願っているものです。

また本報告のサブタイトルですが、こ

れまで私たちが進めてきました「新協同組合ビジョン研究」の成果を本日ここで評価・判定していただく、との私たちの意気込みが多くの人たちに伝わるのであればとの思いで、レイドロー報告から有名な言葉を借りて、「新ビジョンは協同組合を『正気の島』にする」としました。新自由主義が主流であるような現代は「正気」ではなく「狂気」の時代である、と言っても間違いではないのですから、私は、このサブタイトルが含意しているところを明らかにしなければなりません。

ところで、「未来の創造者」の「未来」が意味するところは何か、ということですが、私は、それは「現代の協同組合あるいは現代の協同組合人が『未来』に責任を負う」ことを意味するのだと考えています。

レイドロー報告（第I章「変化、プランニ

ング、そして未来」・「(3) 未来」は「未来についての歴史はまだ書かれていない」という矛盾した—あるいは「哲学的な」—言葉を記しています。なぜ矛盾しているのかと言えば、「未来」は、現在を生きる誰もが「経験していない」ことを意味するのに対して、「歴史」は、現在を生きる人びとが「経験している」ことを意味するからです。それ故、「未来についての歴史はまだ書かれていない」のは当然である、ということになります。だが、じつは、この「未来の歴史を書く」という矛盾したまさにその言葉の意味に非常に重要な内容が包含されているのです。

すなわち、私たちは、現在の協同組合の事業と運動の現実が「未来」の協同組合の事業と運動の進むべき指針たり得るのか否かについて明らかにすることなどできはしないと考えるのか、それとも、21世紀の10年代を生きる私たちが30余年前の1980年に提起されたレイドロー報告から今なお大きな影響を受け、事業と運動についてしばしば反省を迫られるように、過去を生き現在を生きる私たちは未来の協同組合人や協同組合研究者に発信し、送り出し得るような「指針」としての確かな影響力を創り出し、蓄積することができるのか、ということこれなのです。レイドロー報告は、この言葉の後に続けて、「協同組合人はそれ（未来の歴史）を書く決心をしなければ

ならない」と主張して、「未来の創造者」になることを協同組合人に訴えています。要するに、レイドロー報告は、現在の協同組合人に対し、「諸君は、未来の歴史を書くのだという強い意志を持ってはじめて未来の創造者になることができるのだ」、とそう鼓舞しているのです。

レイドロー報告のこのような言葉や主張は一体何を意味しているのでしょうか。私は次のように考えます。私たちは、レイドロー報告の「未来についての歴史はまだ書かれていない」との言葉と、そのすぐ前に記されている「協同組合運動の中心的な目的は、より良い別の世界を創ることを支援すること」という言葉をしっかり繋げて協同組合の事業と運動のあり様を想像すること、これです。これを一言で表現すれば、「事業体であり、運動体でもある」という「ユニークな特徴的性格」を基礎とする協同組合はどのような経済-社会的機能を実際に発揮しているのか、またその機能を通じてどのような社会的役割を果たしているのかを—その実体と実態を明らかにして—広く市民に、したがって、市民社会に熟知させていくことです。

これを言い換えれば、協同組合運動は、「人間の本来的な関係」である協同のあり方を、すなわち、「協同の倫理」をより奥行きのあるものにしていくために、私たち市民の生活と労働の質をより豊かに

し得る社会的枠組みを創造し維持したり、またより人間的な社会秩序を形成したりするのに役立つ諸条件を再生産することに貢献するのです。これを私たちは「協同組合のイデオロギー」と称しているのです。

2. 現代協同組合運動とレイドロー報告の想像力

ところで、このように世界の協同組合人に「協同組合の将来の歴史を書き続ける条件を再生産せよ」と迫ったレイドロー報告ですが、じつは、この「レイドロー報告」に最も鋭く反応したのは日本の協同組合研究者と協同組合人であった、と断言してよいと私は思っています。その証拠に、イギリスや他のヨーロッパ諸国の協同組合研究者や協同組合人に「レイドロー報告」について伺っても一人一人の人たちを別にすれば一ほとんど関心を示さないか、十分には聞き知っていない、といった状況が垣間見られます。

ではなぜ、日本の協同組合研究者や協同組合人はこの「レイドロー報告」に大きな関心を払い、十分に理解しようと心掛けたのでしょうか。それは、一言で言えば、レイドロー報告が未来に向かって発信している協同組合の「イデオロギー」・「制度/システム」・「経済-社会的機能/役割」（「メカニズム」と言い換えてもよい）を通じてどのような「事業と運動の相

互作用」を創り出し、その努力を結実させていくのか、まさにその方途を日本の協同組合運動が真剣に探究していたプロセスにあったからだと言ってよいでしょう。とりわけ、生協運動についてはそう言える、と私は強調したい。

このことについては一公私共に大変お世話になった一（故）三輪昌男先生が「レイドロー報告」（日本協同組合学会・訳編「西暦2000年における協同組合」）の解説で明確に述べている論点を理解すれば、納得できるでしょう。

三輪先生の論点は次のものです。①「レイドロー報告は最終的なものでも、完成したものでもなく、これを手がかりに協同組合運動をどう前進させるか、われわれ自身が議論を巻き起こすこと」。②レイドロー報告を考察する際には次のことに留意すること。すなわち、第1に、(ICAモスクワ大会に向けて)1980年に書かれたレイドロー報告は20世紀末という時代について一世界の経済、社会、政治の趨勢と諸問題を多面的に分析して一「狂気の時代」と特徴づけ、そのような時代状況の只中で協同組合こそ「正気の島」でなければならないと論じ、そして第2に、しかしながら、「正気の島」として存在しなければならない協同組合が、その真の目的や（事業体であり運動体でもある民主的組織という）ユニークな性格を十分に認識せずに曖昧にしていることか

ら、「イデオロギーの危機」が生み出され、協同組合運動の沈滞状態が引き起こされている、という認識を提示したこと。

③そこで、レイドロー報告は2つの答を示す。1つは協同組合の独自性（「特徴的性格」）を明確にして、その性格の実現、保持を通じて組織の強化を図ること。協同組合の独自性の核心は「組合員の民主的参加」にあることを協同組合の事業と運動にしっかり位置づけること。もう1つは、協同組合の目的を明確にし、それらの目的の追求を通じて市民たる人びとの協同組合への結集を図っていくこと。しかしそのためには、協同組合は経済的目的だけでなく、社会的目的もまた追求しなければならないこと。このように三輪先生はレイドロー報告の中心的文脈を要約したのです。

かくして私たちは、三輪先生のこのような指摘を受け止めて、現に私たちが生活し労働している21世紀10年代の時代にあって私たちが「協同組合の目的」を具体化するために、すなわち、私たちをして協同組合が「正気の島」として存続することを可能にするために、「将来の選択」として「4つの優先分野」にすべての協同組合が積極的に取り組むことを協同組合人に訴えていることの意味を理解するに至ったのです。では、どのようにして協同組合は「正気の島」たることを示し得るのでしょうか。

3. 協同組合運動とグローバリゼーション —協同組合セクターは可能か

(1) 世界と人類の危機克服を担うもの

レイドロー報告がそうであるように、A. F. レイドローの協同組合の理論展開の基底には常に「協同組合セクター論」があります。レイドローは、政府や他の公的企業の第1セクターと私的・資本主義企業の第2セクターとに対して、協同組合を中心とする非営利・協同組織の第3セクターが「拮抗力」(countervailing force)を持続させ得る「民衆の力」(people power)を創り出す戦略を示唆し、そのための最大の役割を協同組合に期待します。このような、第1セクターと第2セクターに対する第3セクターの「拮抗力」の形成、これが、「将来の選択」の「4つの優先分野」への協同組合の取り組みとして、レイドロー報告において提起された命題^{テーゼ}の基礎を成しているのです。

「4つの優先分野」への協同組合の取り組み、すなわち、(1) 第1優先分野：世界の飢えを満たす協同組合、(2) 第2優先分野：生産的労働のための協同組合、(3) 第3優先分野：持続可能な社会（保全者社会）のための協同組合、そして(4) 第4優先分野：協同組合地域社会の建設、にさまざまな協同組合が取り組む理由と観点をレイドロー報告は明らかにしているのですが、じつは、その理由と観

点は、既に1974年にレイドロウがミズーリ大学大学院で行なった「協同組合セクター」と題する講演で示されていました。

彼は、その講演で「国際社会と人類が直面している危機的状態」についてこう論じているのです。「明らかなことは、われわれがかつて疑ったことのない事実を訂正することが必要だということである。われわれが信頼していた多くの甲冑は孔だらけになり、錆ついでしまった。われわれは危険な時代に生きているのである」、と。ここで彼が指摘している「甲冑は孔だらけ」とは、主要諸国や国際社会の経済的、社会的それに政治的な諸制度は制度疲労を惹き起こしてしまい、機能し得ない状態にあるのだから、より良き生活と労働を私たちが享受しようと望むのであれば、私たちは新しい適切な経済的、社会的それに政治的な諸制度を形成し、新たな枠組みを再構築する諸条件を再生産していかなければならない。そのための役割を協同組合セクターは果たすべきであり、したがってまた、協同組合セクターは第3セクターのコアとして「民衆の力」を結集するその機能を有効に発揮しなければならない、とレイドロウは強調したのです。

(2) 4つの未解決の経済問題とグローバルイゼーション

レイドロウはまた、この講演で、世界と人類が抱えている「重大な未解決の経

済問題」を、

- (1) 地球の諸資源を分け合う (divide) 方法、
 - (2) 誰が何を所有するべきかその方法、
 - (3) 土地の果実(食料)と工業製品を分け合う (share) 方法、
 - (4) 各人が必要な部分を公正に取得できるようなシステムを整える方法、
- として4つあげています。私たちは、これら4つの「未解決の経済問題」は現在においても依然として重要な経済問題であることを決して否定できないでしょう。というよりもむしろ、これらの経済問題はますます私たちに身近な問題として迫っているのではないのでしょうか。というのは、4つの経済問題の解決の前に^{しばしば}障害が少なくとも2つあるからです。1つは「制約なき国益」(国民生活から乖離した国益)という名の障害です。もう1つは「最大限利潤の追求」という名の障害です。前者は大きな経済的、社会的、政治的な支配力を擁する政府によってしばしば「資本の利益」に沿って追求される「国益」であり、後者は地球の諸資源を利潤追求のために「商品」に変えて巨大な富を取得し、可能な限り蓄積しようとするビッグ・ビジネス(主に多国籍企業)です。これら2つのセクターの経済的、社会的、政治的な支配力が世界の到る所に自由勝手に及んでいく限り、4つの「未解決の経済問題」は相変わらず未解決の

ままに推移していくことでしょう。

換言すれば、この「未解決の経済問題」を解決する第1の条件は、国連の「経済社会理事会」と、この理事会と協議する協力・交渉関係を承認されているICA（国際協同組合同盟）のようなNGO（非政府組織）とによる対応が期待されるのですが、同時に、レイドローが講演で述べているように、人間的かつ合理的な原則に基づいて組織された有力な、他の2つのセクターに対する拮抗力と^く作用し得る「第3の力」（third force）が民衆の側に存在することが不可欠なのです。その意味で、第3セクターのコアである協同組合セクターがその役割を果たし得る能力を真に身に付けたまさにその時にこそ、この「未解決の経済問題」は解決に向かって動き出すでしょう。

レイドローのこのような主張は非常に示唆に富んでおり、21世紀10年代の現代においてさまざまな場面で生起している重要な経済問題も、結局は、前に述べた「4つの方法」を実際にどう具現化し、実質化できるか、ということに収斂していく、と私は思っています。例えば、今では誰もが、グローバリゼーションが時代の特徴の1つであり、世界の人びとは一生産活動も含め一国境を越えて次第に相互依存を強めながら生活しているのだという意識を持つようになってきました。とはいえ、グローバリゼーションは何も

「国境を取り払う」わけではないので、最終的には国単位で国民的利益がしっかり守られなければならないことを忘れてはなりません。ここで言う「国民的利益」とは、先に私が言及しました「制約なき国益」やそれに沿った「資本の利益」とはまったく異なる利益のことです。例えば、食料自給率を高めて「国民的食料」を確保する政策的努力がこの「国民的利益」に当たります。日本の協同組合運動の観点からすれば、農協と漁協が中心となって一政府の農業・漁業の自給率向上政策に参画し一食料の自給率を高め、それらの生産物を生協が組合員に供給する「国民的食料の安全保障システム」を構築しその一翼を担うということです。

ここ1～2年の間でも穀物などの不作や凶作が増えてきています。アメリカでは干ばつによるトウモロコシや大豆の凶作が報じられ、ロシアも一昨年は小麦不作による小麦の輸出規制を余儀なくされ、またインドや中国でも干ばつや病虫害による食料不足状態が見込まれるなどのニュースが飛び込んできています。これらの国々では「国民的食料の確保」が喫緊の政策となっているのです。「自国で国民的食料をいかに確保するか」、これこそが各国の経済的、社会的それに政治的な安定化に貢献する1つの重要な経済-社会政策なのであることを私たちは理解しなければならないのです。

と同時に他方では、高度な食料生産能力を有するデンマークがそうであるように、高い食料自給率の国々が一発展途上諸国にしばしば見られる一慢性的な食料不足の国々に「食糧援助」を行うことがより一層求められこととなります。というのは、食糧援助は人道的援助に止まらず、地域平和の、ひいては世界平和の^{いしづえ}礎にさえなり得るからです。それに先に述べたレイドローの「4つの未解決の経済問題」に国連をはじめとする多様な機関や協同組合が真摯に取り組む糸口さえ与えてくれるのではないかと期待され得るからです。

ここでさらに「4つの未解決の経済問題」に言及すれば、1970年代中葉にレイドローが指摘した「世界と人類が直面している危機的状態」は21世紀初期の現代においてもそう変わっていないように私には思えます。2008年9月のリーマンショックを契機とするアメリカの経済危機とそれに誘発された世界金融危機、2010年頃から現れ始めてきたユーロ圏のポルトガル、ギリシア、スペイン、それにイタリアにおける財政危機と経済危機、また日本のデフレ経済と財政危機など現在の経済的、社会的な危機は、まさにレイドローが指摘した危機的状態と寸^{たが}分違わないではないかと私は考えています。その意味でも、世界は一そして世界の協同組合人は一レイドローの4つの

「重大な未解決の経済問題」と真剣に向き合う必要がある、と私は指摘しておきます。

4. コミュニケーション・コミュニティとしての協同組合—協同組合における教育と学びあい

(1) 第3セクターの中心となるために

そこで私としては、現在のこのような経済的、社会的、政治的に不安定な時代にあって協同組合の経済・社会的機能の有用性と有効性、したがってまたその優位性をILO（国際労働機関）などの国連諸機関に再認識させたように、世界の協同組合が第3セクターのコアとしてより一層の発展を見せることができるのであれば、協同組合運動はレイドローの「4つの未解決の経済問題」への対応をグローバルな範囲で提起し、率先して実践する態勢を整えることが可能となるよう念じているのですが、しかしながら、国内的な協同組合運動の状況を客観的に見渡すと、果たして、日本の協同組合運動はそのような潜在能力を発揮できるのだろうか、との問いかけを私は^{はんすう}反芻せざるを得ないのです。

それでもなお私は、日本において第3セクターのコアを任じる協同組合が、なるほど今は第1セクターおよび第2セクターに対する拮抗力になり得るほどの潜在能力を持ち得ないとしても、少なくとも

ももう1世代・30年後の未来にそのような潜在能力を「協同組合間の協同」という「確かな連帯の力」で創り出すのだとの決心を期待してもよいのではないかと、その思いを捨ててはいません。しかし、そのためには、協同組合人と協同組合研究者は常にその時々「協同組合の経済-社会的な機能と役割」を一グローバルな視点と国内-地域的な視点との双方を以て一明らかにし、着実に実践していくことが求められるのです。言い換えれば、私たちは、レイドロウ報告の「4つの優先分野」への取り組みを通じて、それを基礎づけているレイドロウの「4つの未解決の経済問題」を解決する仕組み・方法を制度的に作りあげていくよう世界的な視野を以て実践しなければならないのです。

とはいえ、協同組合による「4つの優先分野」への取り組みも「4つの未解決の経済問題」への対応も一朝一夕にできるとは誰も考えないでしょう。グローバルな視野と国内-地域的な視野との双方を据えてなされるべきこのような大きな取り組みや対応は、いくつもの困難を克服しつつ進化していくものなのですから。であればこそ、協同組合人がこのような取り組みや対応を決意した時に、レイドロウ報告の言葉を借りて言えば、「未来の歴史を書くのだという決心」をした時に、「未来の創造者」になろうと決心し

た時に、そして「正気の島」の能力を確かなものにしようと決意した時に、協同組合は「コミュニケーション・コミュニティ」としてその経済-社会的な潜在能力を醸成し、創り出すのだと私は考えます。

ところで、「コミュニケーション・コミュニティ」という言葉は、現代の協同組合運動にとって新しい言葉かもしれませんが。コミュニケーション・コミュニティを論じた社会学者のユルゲン・ハーバーマスは、社会的諸関係は権威、地位、儀式などの媒介によって組織されるのではなく、コミュニケーションをめぐって組織されるのであり、また「対話の空間」が増大する現代社会あつてはさまざまなレベルで多様な「対話の場」として構成される「公共空間」（公共圏）と科学は最も開かれたコミュニケーション・コミュニティであつて、そこでは合意によってのみ解決可能な真理へのコミットメントがなされる、と主張しています。彼のこのような考えは、協同の倫理と参加の倫理に基づく理念や価値それに目的に賛同するメンバー（組合員）によって構成される「コミュニティとしての協同組合」の運動にグローバルな視点と地域コミュニティの視点とを与えると同時に、協同組合のメンバーに共通する利益—あるいはメンバーが共有する利益—である「共益」の視点と、協同組合とそのメンバーもが構成員である地域コミュニティ（地域社

会)としての公共圏の利益(公益)の視点を持つことの意味を理解させ認識させてくれます。

(2) 共益と公益を生み出す拠点として

協同組合の基本が「組合員に奉仕すること」(共益)であるのは言うまでもありませんが、同時に協同組合は、さまざまな人たちがそこで生活し労働している地域コミュニティ(地域社会)の利益(公益)にも配慮することが求められます。ICAの第7原則(「地域社会への関与」)がそのことを明示しています。第7原則は、この点で、公共空間(公共圏)としての協同組合がコミュニケーション(対話)を通じて共益と公益の双方を生み出す拠点となることを示唆していると言えるでしょう。

コミュニケーションは対話的、討議的であるのだから、対話的、討議的な概念を包み持つ「コミュニケーション・コミュニティ」は、閉鎖的ではなく開放的であり、支配の根源が国家、家族・夫、教会、民族集団であろうと、また私たちを、自治権を有する個人、統治能力を有する自律的な個人であることを認めようとしなないどんな他の社会的勢力とも相容れないのです。言葉を換えて言えば、協同組合は、参加の倫理と協同の倫理を尊重し、個々人が自分自身の生活について判断を下す能力を有する自律的な個人として「自治・権利・責任・参加」をコ

アとするシチズンシップに基づいて行動し実践するコミュニケーション・コミュニティである、とのことを意味することになります。協同組合が「共益」と「公益」を生み出す拠点になろうとするのであれば、協同組合の組合員は、市民として、受動的ではなく能動的なステータスを享受しなければなりません。すなわち、互恵的な理念であり社会的な理念でもあり、また人間的統治のための優れた基礎ヒューマン・ガバナンスでもあるシチズンシップを機軸とする一コミュニケーション・コミュニティとしての一協同組合の組合員は、より良い社会秩序を創り出し、それを維持し、物質的資源を公正に分配し、文化的資源を適切に活かしていく、という「人間本来の要求」を満たすのに役立つ諸条件を再生産するよう努力するのです。

協同組合をこのようなコミュニケーション・コミュニティとして理解し、開放的な対話的、討議的プロセスを尊重する事業体であり運動体である、と捉えることができれば、1882年のイギリス協同組合大会でアーノルド・トインビーが「協同組合人の仕事は市民の教育である」と述べた彼のその意図するところが分かるというものです。

5. 協同組合運動とシチズンシップ 一協同組合を「正気の島」にするもの

さて、間もなく戦後70年にもなろうと

している日本の私たちと社会は「シチズンシップ」の真髓を理解しないままに現在に至ってしまったのではないかと最近私は考えるようになりました。民主主義についても単に「多数決の原理」といったレベルで捉えているにすぎないのでは、と時々思うようになってきました。誰が言ったか忘れましたが、日本社会は「自分自身は対話や討議などに参加せず、他者に任せておいて、自分の利益に適わない結果が出ると文句を言う社会である」。「言い得て妙」というか、民主主義の真髓を問うことなく、いわば「上意下達^よの承認受諾関係」を善しとする意識のままおよそ70年の歳月を経ってしまったのではないかと。近代民主主義とは、人間の本来的な関係、すなわち、協力し協同して生活するという根源的な関係を厚くし、深くしてより豊かにしていくこと、すなわち、「民主主義は多様な市民同士の間関係を築いていこうと努力すること」なのです。この努力には参加の倫理や協同の倫理、対話や討議、場合によっては対立や抗争、異議申し立てなどが含まれるのです。したがって、協同組合の事業と運動にもそのような民主主義がしっかり取り込まれていなければなりません。協同組合の民主的管理・経営にこのような努力が本当に取り込まれてきたのでしょうか。

そこで、協同組合の基礎を支えている

民主主義と密接な関係にあり、ある意味で民主主義の前提条件であるシチズンシップと協同組合の関係を教えてくれる両者の特徴^(注)について考えてみましょう。

例えば、協同組合には、基本的に、組合員同士が相互に協力し協同する相互扶助、助け合いによる生活条件の改善を通じて、組合員相互の関係を厚くし、深くし、そして奥行きのあるものにしていくよう努力する、という特徴が見られます。このことは、シチズンシップと民主主義の基本である人間の本来的な関係である協同を強めていくことを意味します。また組合員は、自らの権利を行使することによって自らの責任を履行する、という協同組合ガバナンスの持続可能性を高める働きをします。これは、シチズンシップの「権利と責任」は対立するのではなく、相補的關係にあることを意味し、参加の倫理を全うすることを意味します。協同組合運動が現在、先に述べたような「危機の時代」にあって「正気の島」としてその経済-社会的な潜在能力を発揮するためには、シチズンシップと協同組合の特徴点を比較してみることも必要ではないかと考えまして、注記しておきましたので、一見していただければと思います。

むすびにかえて

さて、そろそろ終わりに近づきました。

そこで、レイドロー報告の第Ⅱ章「世界の趨勢と諸問題」の末尾の文章を紹介して締めくくりたいと思います。この文章は、私には、レイドローが既に30年以上も前に現在の日本の政府と協同組合の「曖昧な態度」を捉えていたかのように思えるのです。「西暦2000」を西暦2012年と読み替えてこの文章を覗いてください。「協同組合が直面しそうな状況を考えるのに際して、われわれは政府や国際機関が協同組合の発展を促進させる積極的措置をどの程度講じるだろうかを考えなければならない。もしそれらの機関が自分たちの抱える差し迫った問題と協同組合とが結びつくものと納得すれば、協同組合の発展、協同組合原則のより広い分野での適用がもっと積極的に奨励されるだろう。国際協同組合運動の課題は、世界が直面している深刻な諸問題と協同組合とがいかに結びつくものであるかを示すことなのである」。

果たして、現今の日本の政府と協同組合はエネルギー政策の問題について責任をもって議論しているのでしょうか。政府は、私たち市民に「不都合な真実」を知らせてくれているのでしょうか。シチズ

ンシップに支えられている協同組合、コミュニケーション・コミュニティとしての協同組合は、対話や討議や異議申し立てを遮ってはいませんか。政府も協同組合も、国際協同組合年のこの年に、協同組合の発展を促進する積極的措置について何かを講じようと努力しましたか。政府と協同組合は、世界が抱えている深刻な問題と協同組合とがいかに結びついているか、確認しましたか。最後にアーノルド・トインビーのあの言葉をもう一度述べて終わります。「協同組合人の仕事は市民を教育することである」。

中川 雄一郎（なかがわ・ゆういちろう）

1946年生まれ

明治大学政経学部教授（経済学博士）

英国ヨーク・セント・ジョン大学名誉博士、

日本ロバート・オウエン協会会長

日本協同組合学会元会長

[主な著書]

『協同組合を学ぶ』共編著、日本経済評論社、2012年

『非営利・協同システムの展開』共編著、日本経済評論社、2008年

『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店、2005年（増補版2007年）

『キリスト教社会主義と協同組合』日本経済評論社、2002年、ほか多数

(注)

シチズンシップの8つの特徴点	協同組合の8つの特徴点
(1) シチズンシップは、個々人は生活を営むのに協力し協同することが必要である、という「人間の本来的な関係」を表す理念である。	(1) 協同組合は、組合員同士がお互いに協力し協同する相互扶助(相互の助け合い)による生活条件の改善を通じて、組合員相互の関係を厚くかつ深くし、奥行きのあるものにしていくことを目指す。これは人間の本来的な関係を強めていくことを意味する。
(2) 市民は社会の正当かつ対等平等な構成員の資格・権利、すなわち、メンバーシップを正式に享受する。	(2) 協同組合の組合員はすべて、正当かつ対等平等な協同組合構成員の資格・権利、すなわち、組合員としての権利を行使し、責任を履行するメンバーシップを享受する。
(3) シチズンシップは、個人は誰でも人種・民族、宗教、政治的信条、階級、ジェンダー、それに独自のアイデンティティによってあらかじめ決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力のあることを承認する。	(3) 個人は誰でも、人種・民族、宗教、政治的信条、階級、ジェンダーそれに独自のアイデンティティに関係なく、(社会的に承認されている条件に基づいて) 自発的に協同組合に加入し、組合員となることができる。このことは「組合員は自分自身の生活について判断を下す能力がある」ことを協同組合が承認する、とのことを意味する。
(4) シチズンシップは権利の行使だけでなく、責任の履行を伴う。この「権利と責任」は対立するのではなく、相互に支え合うという意味で相補的である。	(4) 組合員は、自らの権利を行使するという責任を履行することによって、協同組合ガバナンスの持続可能な発展を理解する。このことは、組合員の権利と責任は、対立するのではなく、相互に支え合う相補的關係にあることを意味する。
(5) シチズンシップにおいては、不平等な処遇が人びとの間にもたらされるのであれば、それは個人の尊厳を支える基本的権利の侵害である、とする主張に大きなウエイトが置かれている。すなわち、シチズンシップは「個人の尊厳を承認する」のである。	(5) もし協同組合の事業と運動が組合員の間で「不平等な処遇」をもたらすならば、それは組合員としての尊厳を支える市民の基本的権利の侵害である、と社会はみなすであろう。
(6) シチズンシップは、「参加の倫理」を主要な特徴としており、人びとを「自治(権)を有する個人、自治能力のある自律的な個人と認めようとしないう」勢力や組織や集団、あるいは国家エリート(政治家や高級官僚)に見られる「上意下達の承認受諾関係」と明確に区別される(「参加の倫理」の「倫理」は「民主主義に基礎を置く社会的な価値基準・価値規範」を意味する)。	(6) 協同組合は、組合員の参加によってはじめて機能し、社会的役割を果たすことができる。すなわち、協同組合運動は組合員の参加の倫理に基礎を置いているのである。このことは、協同組合運動においては協同組合と組合員との関係が「上位下達の承認受諾関係」ではないことを意味する。言い換えれば、組合員はすべて「自治(権)を有する個人であり、統治能力のある自律的な個人である」と承認されるのである。
(7) シチズンシップは人間的統治(ヒューマン・ガバナンス)のための優れた基礎である。	(7) 資本の結合体ではなく、人間の結合体として構成される協同組合は、民主主義に基づく人間的統治(ヒューマン・ガバナンス)によって管理・運営される。
(8) シチズンシップのコア(中軸)は「自治・権利・責任・参加」である。	(8) 協同組合ガバナンスのコア(中心軸)は「自治・権利・責任・参加」である。